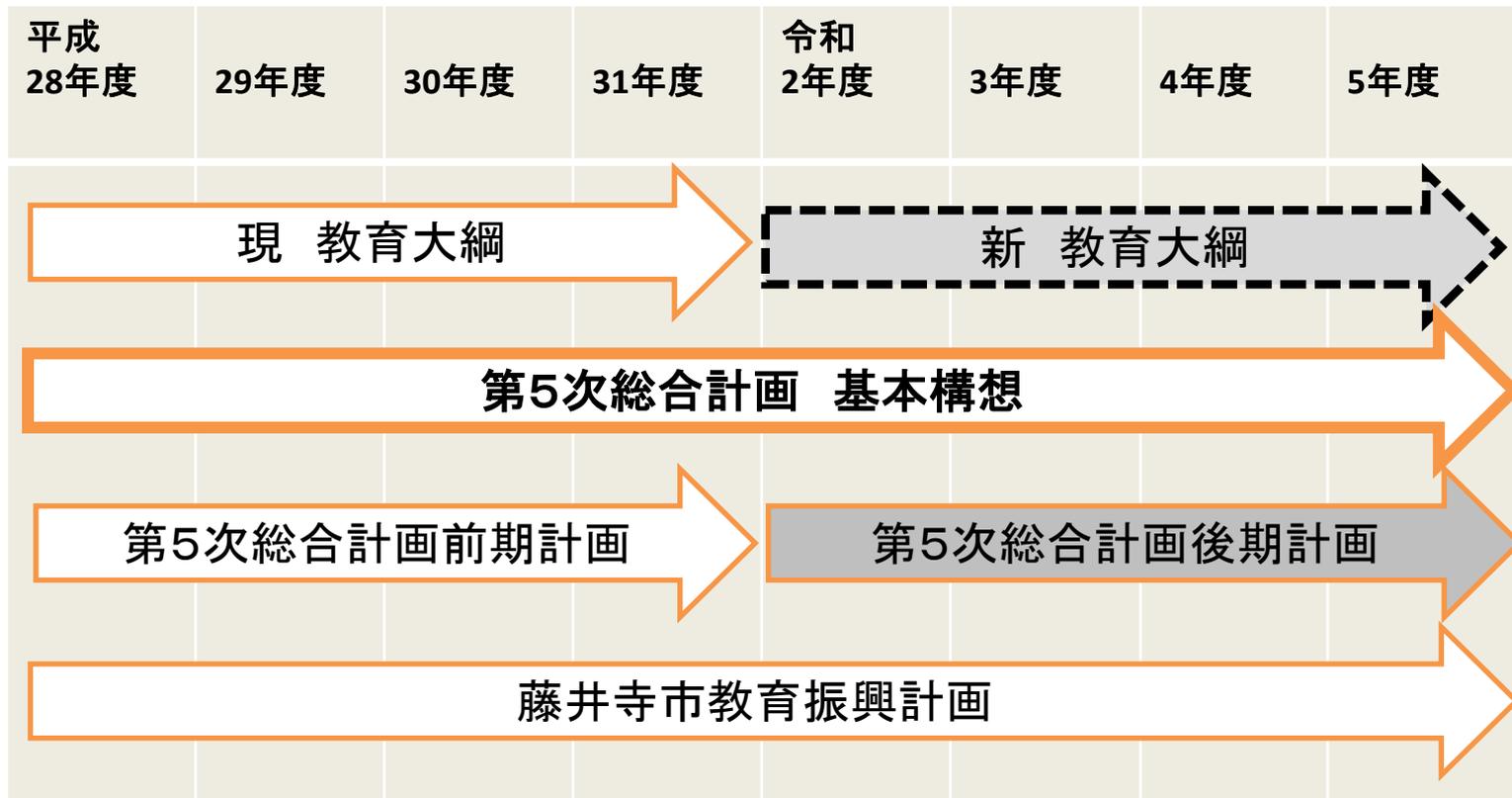


# 教育大綱スケジュール

現教育大綱の対象となる期間は、平成28年度を始期、平成31年度を終期とする4年間。ただし、国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。



## 教育大綱の根拠法

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

### ●本市での教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第五次藤井寺市総合計画を踏まえ、藤井寺市教育振興基本計画の骨子となる部分をもって教育大綱として定めるもの。